

入札にあたっての注意事項

- ・ 本件は、「複数年度にわたる業務委託契約へのスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）」を適用する契約です。
- ・ 賃金水準（静岡県最低賃金又は労務単価）に一定以上の変動が見られた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。
- ・ 変更金額の算出方法等は「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

※本制度の詳細については、浜松市ホームページ掲載の「複数年度にわたる業務委託契約へのスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）適用の手引」をご覧ください。

【ホームページ掲載場所】

創業・産業・ビジネス > 発注情報（入札・契約） > 業務委託・賃貸借
> 入札・契約関係書類（業務委託・賃貸借）

- ・ 契約変更にあたっては、浜松市（委託者）と受託者で変更金額等についての協議を行います。契約金額変更の協議を請求する場合は、履行開始日から12か月経過後（2回目以降は、原則として前回スライドから12か月経過後）以降に様式1-1を提出してください。